

2025 年 9 月 11 日

各位

大栄環境株式会社
代表取締役社長 金子 文雄

管理型最終処分場（御坊リサイクルセンター）拡張に関するお知らせ

当社は、御坊リサイクルセンターで、かねてより進めてまいりました管理型最終処分場の拡張について、2025 年 9 月 10 日付けで産業廃棄物処分業許可を、9 月 9 日付けで汚染土壌処理業許可を取得しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 概要

和歌山県御坊市にある御坊リサイクルセンターは、中間処理施設と管理型最終処分場を保有し、主に県内及びその周辺から発生する廃棄物の処理を行ってまいりました。

この度、2022 年 12 月から進めておりました御坊第 2 期管理型最終処分場の拡張工事が完了し、産業廃棄物処分業許可及び汚染土壌処理業許可を取得しました。本許可取得により、管理型最終処分場の許可容量は 1,375,856 m³増加し、既存の御坊第 1 期管理型最終処分場と合わせた総許可容量は 2,818,301 m³となります。

資源循環システムをより高度に構築するとともに計画的に最終処分場を整備することは、持続可能な社会の実現に不可欠であると考えております。また、最終処分場の確保は、当社グループの業績や企業価値向上、そして環境創造企業に向けた事業基盤強化に寄与するものであるため、今後も推進してまいります。

2. 管理型最終処分場の様子



3. 御坊第2期管理型最終処分場の内容

(1) 所在地	和歌山県御坊市塩屋町南塩屋字大谷 1564-4 外 44 筆
(2) 施設の種類	管理型最終処分場
(3) 許可容量	1,375,856 m ³
(4) 許可品目	【産業廃棄物】 ①燃え殻 ②汚泥 ③廃プラスチック類 ④紙くず ⑤木くず ⑥繊維くず ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩がれき類 以上 10 種類 ※いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。②、③、⑨及び⑩は、石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を含む（水銀回収が義務付けられていないものに限る）。 ※①及び②は、水銀含有ばいじん等を含む（水銀回収が義務付けられていないものに限る）。 【汚染土壌】 ①クロエチレン ②四塩化炭素 ③1,2-ジクロロエタン ④1,1-ジクロロエチレン ⑤1,2-ジクロロエチレン ⑥1,3-ジクロロプロペン ⑦ジクロロメタン ⑧テトラクロエチレン ⑨1,1,1-トリクロロエタン ⑩1,1,2-トリクロロエタン ⑪トリクロロエチレン ⑫ベンゼン ⑬カドミウム及びその化合物 ⑭六価クロム化合物 ⑮シアン化合物 ⑯水銀及びその化合物 ⑰セレン及びその化合物 ⑱鉛及びその化合物 ⑲砒素及びその化合物 ⑳ふっ素及びその化合物 ㉑ほう素及びその化合物 ㉒シマジン ㉓チオベンカルブ ㉔チウラム ㉕ポリ塩化ビフェニル ㉖有機りん化合物 ※第二溶出量基準以下とする。

以上

■本リリースに関するお問い合わせ先

大栄環境株式会社 総合政策本部 IR・サステナビリティ推進部

TEL：078-857-5276（受付時間：9 時～17 時）

メールでのお問い合わせは[こちら](#)から